

令和4年9月7日  
道路局企画課  
総合政策局交通政策課  
都市局街路交通施設課

## 地域公共交通(BRT)等の導入に関するガイドラインを策定！

～地域公共交通から持続可能な地域社会の形成を目指して～

国土交通省では、BRT（バス高速輸送システム）等の推進に向けて、地方自治体がBRTの導入を検討する際の知見やノウハウ、留意点を取りまとめた「道路空間を活用した地域公共交通（BRT）等の導入に関するガイドライン」を策定しました。

- 今般、都市でも中山間地でも人口は減少傾向であり、そこに住む地域の人々の生活や生業が持続可能となるような地域社会の形成や、環境負荷の低減、地域の魅力向上、地域活性化に貢献するため、まちづくりと一体となった地域公共交通の確保・維持が必要となっています。
- 本ガイドラインでは、まちづくりと一体となった公共交通の確保による、持続可能な地域社会の形成や、都市や移動全体の低炭素化が可能であるBRT等の導入について特に着目し、地方自治体（土木部局、まちづくり担当部局、交通政策担当部局等）や関係機関を対象に、既存の導入事例等をもとに取りまとめを行いました。
- 今後も事例や知見の蓄積等を踏まえ、適時適切に見直しを実施する予定です。
- 本ガイドラインは国土交通省ホームページ（以下）にて公表しております。  
【道路空間を活用した地域公共交通（BRT）等の導入に関するガイドライン】  
<https://www.mlit.go.jp/road/brt/index.html>

### <問い合わせ先>

国土交通省 道路局 企画課評価室 宮本、田中

TEL：03-5253-8111(内線 37682、37684)、03-5253-8593(直通)

FAX：03-5253-1618

総合政策局 交通政策課 田中、岡崎、伊藤

TEL：03-5253-8111(内線 54714)、03-5253-8275(直通)

FAX：03-5253-1513

都市局 街路交通施設課 松岡（秀）、松岡（里）

TEL：03-5253-8111(内線 32852、32835)、03-5253-8417(直通)

FAX：03-5253-1592

# 道路空間を活用した地域公共交通(BRT)等の導入に関するガイドラインのポイント

## 第1章・第2章 ガイドライン作成の背景・位置付け

- カーボンニュートラルの促進、少子高齢化・人口減少下の地域の交通手段の確保のためには、地域の実情に応じ、**BRT（バス高速輸送システム）などのCO<sub>2</sub>排出量の少ない公共交通機関への見直し**を行うことが求められる
- 本ガイドラインは、公共交通機関の選択肢の一つである**BRTを導入する際の知見やノウハウ、留意点**について、国内事例を基に整理し、主に地方自治体の土木部局を対象に取りまとめたもの



出典：国土交通省「2040年、道路の景色が変わる～人々の幸せにつながる道路～」

## 第3章 BRTの定義・概要

- BRTには、**速達性、定時性、輸送力**について高い性能を発揮し、利用者に高い**利便性**を提供することが求められる
- BRTは鉄道・路線バスの中間的な輸送モードに分類され、道路を走行するため、比較的**ルート設定の自由度が高い**

## 第4章 国内のBRT導入事例とその特徴

- 我が国では、速達性、定時性、輸送力の確保などを目的に全国各地でBRTが導入されている(R4.4現在28箇所※で運行)
- 国内事例を導入の背景や輸送の特性から4グループに分類し、グループ毎に**走行空間や車両などの特徴を整理**

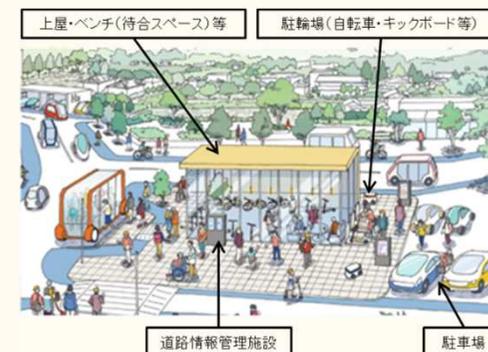


## 第5章 BRT導入のプロセス

- 地方自治体がBRTを導入するにあたって、**推進体制の構築から管理運営までの各段階における留意点**を、国内事例の各種計画への位置付け、事業スキームの検討などを参考にしつつ整理

## 第6章 交通結節機能の強化

- BRTの利便性向上**の観点から、鉄道や路線バス、自転車など**複数の交通モードと効果的に接続する集約型公共交通ターミナル**や**E-バリエイ・ル**を整備する際の留意点を整理



## 第7章 主な支援制度

- 地域公共交通の見直しにおける、検討着手から管理運営までの各段階における**国の主な支援制度**を整理